

伊勢崎警察署協議会議事録

(令和6年度第4回定例会議)

開催日時	令和7年2月28日(金) 午後3時30分から午後5時までの間		
開催場所	伊勢崎警察署 大会議室		
出席者	委員 (定数15人)	森田会長 吉田委員 岩崎委員 根立委員 矢島委員 入澤委員 伊藤委員 齋藤委員 新井委員 星野委員 上村委員 田野辺委員	計12人
	警察	新井署長 飯塚警務官兼地域官 小堀会計官 加藤刑事生活安全官 女屋警務課長 中山交通課長代理 恩田警備課長 高澤刑事第一課長 田中地域課長代理 武井生活安全課長 新島留置管理課長	計11人
	その他		
議 事 の 概 要			
<p>1 挨拶概要</p> <p>(1) 会長挨拶</p> <p>本日は第4回伊勢崎警察署協議会定例会議ということで、委員の皆様にはお集まりいただき感謝申し上げます。</p> <p>おかげさまで当協議会も4回目の定例会議を迎えることができました。</p> <p>警察署協議会については委員の任期が最大2期4年であり、半数近くの委員が任期を迎えることになり、節目の定例会議である。</p> <p>直近協議会では様々なことを経験させていただき、この4年を振り返ると、警察本部やその他の警察施設を拝見させていただき、よい意味で警察が身近になり、大変ありがたかった。</p> <p>また先日には吉田委員に警察署協議会会長会議に参加していただいた。</p> <p>今年に入り伊勢崎警察署、伊勢崎市役所及び玉村町役場との協定を結ぶ調停式にも立ち合わせていただき、地域社会はこういった形で成り立っていくことを改めて心強く感じることができた。</p> <p>この4年間御協力いただいたことに感謝申し上げます挨拶とさせていただきます。</p> <p>(2) 署長挨拶</p> <p>本日はお忙しい中、第4回警察署協議会定例会議に参加いただき、感謝申し上げます。</p> <p>また日頃から警察行政に携わり、御理解、御協力いただき、重ねて感謝申し上げます。</p> <p>昨年はインドネシア人による殺人事件、家族3人が亡くなる危険運転致死事件等重大な事件が発生した。</p> <p>おかげさまでおおむね解決することができたが、また今年に入っても緊縛強盗が発生している。</p> <p>このような中、先ほど会長からもお話があったが、皆様方に活発に御意見を伺った高齢者行方不明事案、外国人不法滞在事案等を含めた内容をもとに安心安全なまちづくりに関する協定ということで2月5日に伊勢崎市及び玉村町と協定を結ぶことができた。</p> <p>これによりさらに警察、伊勢崎市及び玉村町が進化した関係を築き、犯罪の予防により一層効果的なまちづくりができると考えている。</p> <p>これは協議会の皆様方の今までの御協力と御意見のたまものであり、重ねて感謝申し上げます。</p>			

また会長が先ほど申し上げたとおり、森田会長を含め今回退任される委員については長い間務めていただき感謝申し上げます。

退任された後も警察の良きアドバイザーとして、引き続き外部から厳しい意見をいただくことが警察署としてはありがたいためアドバイザーとして何かあれば連絡をいただきたい。

結びになるが、皆様方の御健勝と御活躍を祈念して挨拶とさせていただきます。

2 会長会議結果説明（説明者 吉田委員）

2月19日に森田会長の代理として会長会議に出席し、前橋署をはじめ16の協議会とWeb会議にて協議をさせていただきました。

まず冒頭に竹内公安委員会委員長より「皆様におかれましては引き続き警察署と住民との間で管内における問題意識を共有して、警察署長にしっかりと住民の声を届けていただきたい。」というお言葉をいただきました。

次に警察本部長より「警察署協議会は警察業務における重要な制度であり、警察署の業務運営に必要かつ不可欠なものである。」というお言葉をいただき、当県における治安情勢について話をいただきました。

発表後、警務部長からは「協議会委員の皆様と情報共有していただくとともに警察署協議会の重要性を改めて御理解の上、今後とも警察署長の諮問機関としての役割に御尽力いただくようお願いしたい。」とのお言葉をいただきました。

各協議会が発表したなかで、伊勢崎協議会としては先ほど会長及び署長が申し上げたとおり、伊勢崎市及び玉村町安心安全なまちづくりに関する協定を結んだことを発表させていただきました。

互いが連携することで市民の安心安全が維持できるような締結ということと聞いている。

さらに伊勢崎警察署管内における治安状況を発表した。

3 概況説明事項（説明者 署長、加藤刑事生活安全官、中山交通課長代理）

- (1) 治安情勢概況について（署長）
- (2) 刑法犯認知・検挙状況について（加藤刑事生活安全官）
- (3) 重要犯罪認知・検挙状況について（加藤刑事生活安全官）
- (4) 窃盗犯認知・検挙状況について（加藤刑事生活安全官）
- (5) 重要窃盗犯認知・検挙状況について（加藤刑事生活安全官）
- (6) 特殊詐欺認知・検挙状況について（加藤刑事生活安全官）
- (7) 少年犯罪検挙人員状況について（加藤刑事生活安全官）
- (8) ストーカー・配偶者からの暴力事案対応状況について（加藤刑事生活安全官）
- (9) 児童虐待事案対応状況について（加藤刑事生活安全官）
- (10) 暴力団犯罪検挙人員状況について（加藤刑事生活安全官）
- (11) 来日外国人犯罪検挙人員状況について（加藤刑事生活安全官）
- (12) 110番通報受理状況について（加藤刑事生活安全官）
- (13) 警察安全相談受理状況について（加藤刑事生活安全官）
- (14) 警察署別治安状況について（加藤刑事生活安全官）
- (15) 交通人身事故発生状況について（中山交通課長代理）

4 協議（○～委員、●～署長等）

○ 特殊詐欺認知検挙状況について令和6年検挙件数が少ないように感じるが、被害額は大きい、これは詐欺の手法が複雑化している等の原因があるのか。〔質疑〕

● 委員御指摘のとおりで、今までのお金を直接受取にくる、ATMで被害者のカードを使用し出金する等の犯行方法から、被害者と直接面接しない犯行方法が増加しており、

なかなか被疑者にたどり着けない、痕跡から捜査しても手法が巧妙化しておりすぐに検挙に結びつかない状況であり、検挙数が落ちている状況である。〔回答〕

- テレビのニュースで、振り込め詐欺の新手の方法として、LINE電話を利用し、ビデオ通話にした上で、通話者の氏名が記載された逮捕状を映して信じ込ませるという事案が紹介されていた。

ビデオ通話の相手方は顔まで見せているとのことで、一層真実味を持たせている。

このような、新手の手法について、以下の点について御教示いただきたい。

- ・ 警察で把握している新手の手法はどのようなものがあるか。
- ・ 警察として、次々に生み出される手法についてどのような対策を考えているか。〔質疑〕

- 御意見のとおり、当署管内においてもLINE等で逮捕状や警察手帳の画像を送信する手口の特殊詐欺が発生している。

そのほかにも、警察官をかたり、被害者のインターネットバンキングの口座を勝手に開設して現金をだまし取るという手口が発生している。

具体的には、電話で警察官をかたり「あなたの口座が犯罪に使われていた可能性がある。警察でその口座を確認する必要がある」等とうそをつき、被害者の口座番号や暗証番号等を聞き出し、犯人側が被害者の口座をインターネットバンキングで出し入れ可能な状態にして、勝手に預貯金を引き出したり、被疑者等が管理する預貯金口座に送金するというものである。

この手口だと、従来のような、銀行の窓口やATMで振り込みをさせる場面がなくなり、被害者に声を掛けて被害を水際で防ぐという機会がなくなってしまう。

さらに、ATMから現金を引き出す「出し子」や現金を直接受け取る「受け子」の存在も必要なくなるため、防犯カメラ捜査等から被疑者を追跡することが困難となる。

ほかにも増えているのが、SNS型投資・ロマンス詐欺である。

SNS型投資詐欺については、SNS上で副業等の広告をクリックすると犯人のLINEアカウントを登録する画面に移行し、犯人とのLINEのやりとりを通じて副業を紹介され、そこで暗号資産の投資話等を持ちかけられ、指定口座へ現金を振り込ませるという手口である。

SNS型ロマンス詐欺については、SNSやマッチングアプリで知り合った相手と連絡を取り合う中で恋愛感情や親近感を抱かせ、交際の継続等を前提とした様々な理由で現金をだまし取るという手口である。

具体的には、SNSやマッチングアプリで知り合った相手と連絡を取り合ううちに結婚や交際を申し込まれ、その後、「結婚後の生活のために投資をしないか」「大金を持っているが、国の治安情勢が悪くなって銀行からお金が下ろせない」等の口実で指定口座への送金を指示されるというものである。

SNS型投資・ロマンス詐欺もSNS等で犯行が完結してしまうため、海外にいても犯行が可能であり捜査が難航する。

次々と生み出される手法への対策としては広報啓発活動等の抑止対策と検挙対策を推進していく。

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺については、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが背後におり、いわゆる闇バイトとして勧誘された一般人、暴走族や非行少年、不良外国人が実行犯として使われる構図となっている。

よって、実行犯を徹底検挙するほか、検挙した実行犯の取調べや突き上げ捜査を徹底し、暴力団や匿名・流動型犯罪グループを検挙する。

一方、匿名・流動型犯罪グループや暴走族については、特殊詐欺に限定せず、あらゆる

る法令違反を看過せずに徹底検挙し、その捜査の過程で特殊詐欺などへの関与を伺わせる証拠を入手し、検挙に繋げるという2本だての方針で捜査を進めている。

さらに不審者に対する職務質問及びだまされた振り作戦を積極的に実施している。

これらに加えて犯行ツール対策の推進をしていく。〔回答〕

- 私が質問した新手の手法はテレビで知ったが、別の会議で警察からいただいた特殊詐欺対策速報にはすでに記載があり対応が早いと感じた。

また末尾が0110の国際電話からも詐欺が行われている等の情報もすでに認知しており警察の対応は早いと感じた。〔意見〕

- 自転車の交通事故について、2023年の全国都道府県別自転車通学時の対自動車との事故件数は中・高ともに群馬県はワースト1位になっている。

昨今では、通学自転車が加害者となり歩行者などを死傷させる事故にも発展するケースもあった。

近年、改正道路法が成立し、スマートフォンのながら運転や従来車に適用されていた反則行為で自転車も対象になったものや、自転車特有の違反行為が新たに施行された。

自転車運転指導など、より安全な県内の交通安全を目指すため、伊勢崎市の課題があれば教示願う。〔質疑〕

- 自転車の安全利用促進委員会が調査・分析している「中学生・高校生の通学時1万人当たり事故件数ランキング（2023年）」では、委員御指摘のように、いずれも群馬県がワースト1位であり、中学生では2位の徳島県の約1.8倍、高校生は2位の静岡県約1.7倍となっており、かなりの開きがある。

各県の自転車マナーを単純比較することは困難であるが、常識的に考えて、群馬県の中高生だけが突出してマナーが悪いということは考えづらく、長時間・長距離を自転車に乗らざるを得ない環境要因というものが課題として上げられると考える。

これは、伊勢崎市の課題であると同時に群馬県全体の課題でもあるが、まちづくりと一体となった電車・バス等の公共交通機関網の構築などが必要であり、県、市町村、関係事業者等が一体となって取り組んでいくことが重要である。

また、交通事故を減らしていく上で、自転車利用者、自動車ドライバー相互の交通安全意識の向上も大きな課題の一つである。

当署管内で発生している事故を見ると、自動車ドライバーに一方的な過失がある事故が見られる一方で、自転車が一時停止を止まらずに自動車にはねられるという事故も頻繁に見られる。

そのため、様々な機会を捉えた交通安全教育を地道に継続実施していくことや、改正道路交通法を受け、自転車利用者を含む交通指導取締りを粘り強く行っていくことが大切であると考えている。〔回答〕

- 通学距離の問題は地方ならではの問題であると感じた。

現在の高校生・中学生はほとんどがスマートフォンを所持しており、行政だけでなく学校等も交通安全の啓発を行う必要があると感じている。

先日ニュースでも車のながら運転による事故が過去最悪である旨のニュースを拝見し、まだまだ行政・学校等一緒に取り組んでいかなければならない問題と感じた。〔意見〕

- 2年間の任期の中で、どのような活動、議題を検討し、どのように伊勢崎警察署に影響を与えることができたのか、またはできなかったのか。

また、次の委員にはどのような活動を引き継ぎ、警察から何を要望するのか。〔質疑〕

- 2年間の任期の中で、どのような活動、議題を検討し、どのように伊勢崎警察署に影響を与えることができたのか、またはできなかったのかということに関しては、令和5

年・6年の質問事項等を一覧表にまとめさせていただいた。（過去の議事録の抜粋）

この中で一番の成果は伊勢崎市・玉村町と警察で安心安全なまちづくりに関する協定を締結させていただいたことと考える。

この協議会のなかで挙げられた意見や要望を盛り込んだ内容となっており、締結式には伊勢崎警察署協議会を代表して森田会長に同席していただき、玉村町を代表して齋藤委員に出席していただいた。

締結式において協定を締結できたことがこの2年間の一番の成果と考える。

続いて、次の委員にはどのような活動を引き継ぐのかと、警察から何を要望するのかということについて回答する。

警察署協議会の基本については、「警察署協議会は警察署長が住民の皆さんの要望・意見を伺い、これに誠実に対応して警察署の業務運営を改善するとともに、警察署長が十分な説明を行い、警察署の業務運営について理解と協力を求める場でもある。警察と住民の皆さんが相互の理解を深めることが警察署協議会の基本」とある。

さらに警察署協議会の役割については

- ・ 住民の皆さんからの要望・意見を把握する場
- ・ 地域の実態に応じたきめ細かい要望・意見を警察署の業務に反映
- ・ 警察活動に対する住民の皆さんの理解の深まり

とある。

また警察法で警察署協議会というものがあり、その中で

警察署協議会は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関とする。

とあり、年間4回開催している定例会議において意見を頂戴したり回答しているのがまさにこのことであると考え。

最後に委員の方への要望・お願いだが、各地域を代表する方々が警察署協議会委員として委嘱されていることから、地域住民からの要望や委員自ら見たり感じたりしたことをこれまでどおり定例会議などの場において意見要望をあげてもらい、伊勢崎署管内の治安情勢などについて会議等の場において共有していただく、そして警察からの回答を地域の方々に知らせていただくというのが警察署協議会の基本と考え、委員の方々への要望である。

このようにこれまでどおり行っていただき、警察に意見要望としてあげていただきたい。〔回答〕

- 協議会に参加させていただき、要望、意見を述べてきたが、伊勢崎警察署のためになったのか疑問に思い質問させていただいた。

後任の者が同じ議論を繰り返しても伊勢崎警察署のためにはならないと考え、伊勢崎警察署が求めているものについて確認し引き継ぐことでよりよい議論になると考え警察の要望について質問した。

回答にあったように地域の方々の意見・要望をお伝えできるよう頑張っていきたい。

〔意見〕

5 備考

次回令和7年度第1回定例会議は新たな編成での会議となる予定であり6月に開催予定で、具体的な日程等は、今後連絡し調整する。